

戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 8 号

戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用料条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用料条例施行規則（令和 6 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により使用料を納付した学校開放施設使用登録団体は、領収書兼キャッシュレス決済利用明細書（第 2 号様式）の交付を受けるものとする。

第 5 条第 2 項中「第 2 号様式」を「第 3 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 3 号様式」を「第 4 号様式」に改める。

第 6 条中「第 4 号様式」を「第 5 号様式」に改める。

第 4 号様式中「2 領収書（戸田市納入通知書）を添付してください。」を「2 領収書兼キャッシュレス決済利用明細書又は領収書（戸田市納入通知書）を添付してください。」に改め、同様式を第 5 号様式とし、第 3 号様式を第 4 号様式とし、第 2 号様式を第 3 号様式とし、第 1 号様式の次に別記の 1 様式を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用料条例施行規則第 2 号様式及び第 4 号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

